



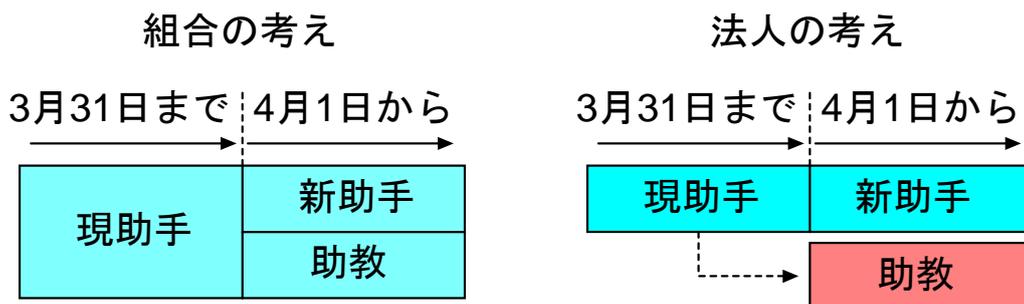
2006. 11. 7 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

「教員の任期制に関する協議・交渉」報告

大学法人より、教員の任期制について協議・交渉の申し入れがあり、11月1日に交渉を持ちました。

平成19年4月1日より新職制へ移行する際の現職助手に対する処遇が、主な議論となりました。そこで明らかになったのは、新職制に移行する際の考え方の相違です。



両者の考え方を上の図で示します。組合は新職制における新助手と助教は現在の助手の職を職務内容によって二つに分けたと考えています(資料の国会答弁参照)。新助手は、名前は現助手と同じですが、助教と同じように新しい職です。従って、任期が付与されていない現助手が新助手になる場合でも、助教になる場合でも任期を付与されるべきではない、と主張しています。

しかし、大学法人は現助手は4月1日からは新助手となり、新たに助教という職ができる、という考えに立っています。そのため、助教となる人は新しい職に就くのであるから新規採用の助教と同様に任期を付ける、と主張しています。そのため、任期に同意しなければ助教にはなれないこととなります。

しかし、改正された学校教育法に書かれている職務内容を読めば、助手と助教は明らかに異なります(資料参照)。助教に相当する職務内容をこなしておりながら、任期に同意しなければ助手に留めておくというのは、文部科学省の見解に反するものですが、大学法人は「文部科学省からこの件に関して問い合わせはあっただけ

である。」と述べ、この点を考慮する姿勢は見せませんでした。交渉では、大学法人が組合の主張を一旦引き取り、継続協議することになりました。

組合は、定期大会の方針に基づいて、教員任期法の趣旨に反する、助手・助教への無限定な任期制導入に反対します。現時点での大きな問題である現職助手の処遇については、原則としてすべての助手が助教から助教へ移行すること、現職助手が助教になる際に任期を付与することは一方的不利益変更になると考え、任期を付与しないことを求めます。

資料

第162回国会 衆議院文部科学委員会
平成17年6月10日 第13号
石川明文部科学省高等教育局長の答弁
助手と助教の違いを問われて

ただいまお話がございましたように、現行の助手の方々にはさまざまな役割、機能を果たしておられる方が現実問題としていらっしゃる。そういった意味で、今回は、現在の助手の職を分けて、ただいまお話がございましたように、みずから教育研究を行うことを主たる職務として、将来の教授あるいは准教授等を目指す方々、そういった方々のつく最初の大学教員の職として助教といったような職を新たに設ける、こういうこととしております。

また、助手につきましては、いわゆる新しい形での助手でございますけれども、カリキュラム編成ですとか実験実習の支援を初めとする教育研究の補助を主たる職務とする職として明確化する、このように考えているところでございます。

学校教育法 第五十八条

- 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

宮崎大学では現職助手への任期制適用を撤回

くみあいニュース No.17 でお知らせした文部科学省の見解を受けて、本学と同様に「現職助手への任期制適用」の姿勢を見せていた宮崎大学では、「現職助手が助教になる際に任期をつけない」方向へ、方針転換の動きを見せています。この動きは、交渉で大学法人が示した見解に無理があることを示しています。

秋のレクレーション企画

紅葉真っ盛りの嵯峨野散策。11月23日(木)祝日 を予定
バーベキューに紅葉、また嵯峨野キャンパス見学はいかがですか。
詳細は次号で。